

岐阜県公報

第二千五百七十二号
平成二十六年八月十五日

(金曜日)

目次

告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 五二二

指定介護機関の廃止の届出

(同) 五二八

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 五三〇

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(新産業振興課) 五三一

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 五三二

道路の区域変更

(道路維持課) 五三一

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五三二

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 五三三

平成二十六年年度砂利採取業務主任者試験の実施

(商工政策課) 五三五

土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地整備課) 五三六

土地改良事業計画の変更認可

(同) 五三六

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(建設政策課) 五三六

落札者等に関する公示

(道路維持課) 五三七

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 五三七

大垣都市計画の図書の縦覧

(同) 五三八

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 五三八

岐阜県告示第五百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

告示

株式会社 きらら調剤薬局	可児郡御嵩町上恵土一 一五一五	居宅療養 管理指導	きらら調剤薬局	可児郡御嵩町上恵土一 一五一五	同
株式会社 きらら調剤薬局	可児郡御嵩町上恵土一 一五一五	介護予防 居宅療養 管理指導	きらら調剤薬局	可児郡御嵩町上恵土一 一五一五	同
若原整形外科	揖斐郡大野町大字黒野 一一七二	通所リハ ビリテー ション	若原整形外科デイケア	揖斐郡大野町大字黒野 一一七二	同
若原整形外科	揖斐郡大野町大字黒野 一一七二	介護予防 通所リハ ビリテー ション	若原整形外科デイケア	揖斐郡大野町大字黒野 一一七二	同
特定非営利活動法人 まめ なかな	高山市上切町八〇	通所介護	デイサロンまめなかな	高山市赤保木町九六九 一	同
特定非営利活動法人 まめ なかな	高山市上切町八〇	介護予防 通所介護	デイサロンまめなかな	高山市赤保木町九六九 一	同
佐野祐次	海津市平田町野寺二二 八七	居宅療養 管理指導	さの内科クリニック	羽島市小鰐町島二一 二	同
佐野祐次	海津市平田町野寺二二 八七	介護予防 居宅療養 管理指導	さの内科クリニック	羽島市小鰐町島二一 二	同
合同会社 和おん	瑞穂市只越二二一 二テラスノバ穂積只 越八〇四号	居宅介護 支援助業	くらし創造オフィスとおん	瑞穂市只越二二一 二テラスノバ穂積只 越八〇四号	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一四七	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 田瀬店	中津川市田瀬九七二 一	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一四七	介護予防 居宅療養 管理指導	ハロー薬局 田瀬店	中津川市田瀬九七二 一	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一四七	居宅療養 管理指導	くりの木薬局	中津川市苗木那木三 一七二〇一階 コーポガ 一七二〇一階 コーポガ	同
特定非営利活動法人 まめ なかな	羽島市竹鼻町神楽四九	訪問介護	訪問まめなかな	羽島市竹鼻町神楽四九	同

特定非営利活動法人 介護 まめ家	羽島市竹鼻町神楽四九	訪問介護	訪問まめ家	羽島市竹鼻町神楽四九	同
TOQMOホールディング ス合同会社	各務原市鷺沼西町四 二二六三三	居宅療養 管理指導	調剤薬局どんぐり	各務原市鷺沼西町四 二二六三三	同
社会福祉法人 大和社會福 祉事業センター	関市春里町三三三 四	居宅介護 支援事業	居宅介護支援事業所 トタウン平成の社	関市中之保四五二 二	平成二五・二二・一
山口ハウステクノ株式会社	飛騨市神岡町坂富町一 九五	福祉用具 貸与	介護ショップ 優結	飛騨市神岡町坂富町一 九五	同
山口ハウステクノ株式会社	飛騨市神岡町坂富町一 九五	福祉用具 貸与	介護ショップ 優結	飛騨市神岡町坂富町一 九五	同
山口ハウステクノ株式会社	飛騨市神岡町坂富町一 九五	特定福祉 用具販売	介護ショップ 優結	飛騨市神岡町坂富町一 九五	同
若山敦司	可児市桂ヶ丘二二	訪問看護	わかやまクリニック	可児市瀬田八四七 一	同
若山敦司	可児市桂ヶ丘二二	訪問看護	わかやまクリニック	可児市瀬田八四七 一	同
若山敦司	可児市桂ヶ丘二二	訪問看護	わかやまクリニック	可児市瀬田八四七 一	同
若山敦司	可児市桂ヶ丘二二	訪問看護	わかやまクリニック	可児市瀬田八四七 一	同
キユアサポート株式会社	山県市東深瀬六六四 六	介護予防 居宅療養 管理指導	わかやまクリニック	可児市瀬田八四七 一	同
キユアサポート株式会社	山県市東深瀬六六四 六	介護予防 居宅療養 管理指導	わかやまクリニック	可児市瀬田八四七 一	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六 五	介護予防 居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局 三津屋店	大垣市三津屋町五 一	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六 五	介護予防 居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局 三津屋店	大垣市三津屋町五 一	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一四七一	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 白川店	加茂郡白川町坂ノ東字 御堂前五七七九一	同

株式会社 ケアラライフサポート

大垣市墨俣町墨俣五九一

特定介護用具販売

株式会社 ケアラライフサポート

同

合同会社 道心会

羽島市桑原町小藪一四二八

通所介護

株式会社 ケアラライフサポート

同

合同会社 道心会

羽島市桑原町小藪一四二八

介護予防通所介護

株式会社 ケアラライフサポート

同

株式会社 アインメディオ

愛知県名古屋市中村区名駅四一〇

居宅療養管理指導

株式会社 ケアラライフサポート

同

株式会社 アインメディオ

愛知県名古屋市中村区名駅四一〇

介護予防居宅療養管理指導

株式会社 ケアラライフサポート

同

株式会社 アインメディオ

愛知県名古屋市中村区名駅四一〇

居宅療養管理指導

株式会社 ケアラライフサポート

同

株式会社 アインメディオ

愛知県名古屋市中村区名駅四一〇

介護予防居宅療養管理指導

株式会社 ケアラライフサポート

同

岐阜県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定介護機関の

事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社 アイディーオー

関市塔ノ洞二六〇一

認知症対応型共同生活介護

グループホームわが家

同

平成二五・七・三一

株式会社 スズキ薬局

高山市上岡本町一八

居宅療養管理指導

スズキ薬局 高山インター

同

平成二五・九・一六

株式会社 スズキ薬局

高山市上岡本町一八

介護予防居宅療養管理指導

スズキ薬局 高山インター

同

同

岐阜県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定介護機関の

名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

指定居宅介護事業所等の名称
指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社 岩ごころ 大垣市東町二二一 訪問看護

新 はやかわ訪問看護ステーション
旧 岩ごころ訪問看護ステーション西瀬
大垣市東町二二三六

平成二五・一〇・一

株式会社 岩ごころ 大垣市東町二二一 介護予防訪問看護

新 はやかわ訪問看護ステーション
旧 岩ごころ訪問看護ステーション西瀬
大垣市東町二二三六

同

医療法人社団睦会 羽島郡笠松町円城寺九七一 訪問看護

新 ふれあい訪問看護ステーション
旧 ふれあい老人訪問看護ステーション
羽島郡笠松町円城寺九四八

平成一四・一二・一

医療法人社団睦会 羽島郡笠松町円城寺九七一 居宅介護支援事業

新 ふれあい訪問看護ステーション
旧 ふれあい老人訪問看護ステーション
羽島郡笠松町円城寺九四八

同

医療法人社団睦会 羽島郡笠松町円城寺九七一 訪問介護

新 羽島郡笠松町円城寺九七一
旧 羽島郡笠松町円城寺九四八

同

医療法人社団睦会 羽島郡笠松町円城寺九七一 介護予防訪問介護

新 羽島郡笠松町円城寺九七一
旧 羽島郡笠松町円城寺九四八

同

下 呂 市 長 下呂市森九六〇

訪問リハ
ピリテー
シヨソ

下呂市立金山病院

新 下呂市金山町金山
九七三六

平成二四・八・一

下 呂 市 長 下呂市森九六〇

介護予防
訪問リハ
ピリテー
シヨソ

下呂市立金山病院

新 下呂市金山町金山
九七三六
旧 下呂市金山町金山
二五九四

同

岐阜県告示第五百一十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 有 効 期 限
APCエアロスベシヤ ルティ株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目八番一五号	平成二六・七・七	平成二七・三・三

岐阜県告示第五百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市飯地町字烏帽子岩一一四三の五九、一一四三の八二・一一四三の八九（以

上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(一) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(二) 解除の理由

指定理由の消滅

解除予定保安林の所在場所

恵那市飯地町字烏帽子岩一一四三の八二・一一四三の八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(一) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(二) 解除の理由

道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年八月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類
垂川 井合線		路線名
区	間	別前変区 後更域
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	後 B
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	A
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	前 B
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	A
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	別前変区 後更域
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	員敷地 の幅 ル(メ ート
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	延 長 ル(メ ート
同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	同 郡同 町大字同 字尾又東 平長谷川右 岸堤防敷地先 (三八八八 番二) まで	備考 A、B 及び C は、 関係 図面 表示 する の敷 地分 をい つ

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結ねつと

三 代表者の氏名 田堀 文範

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市下三之町五八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の住民に対して、持続可能な地域社会の実現に関する事業を行い、「結」という日本の

伝統的な相互扶助の精神を引き継ぎ地域の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Vネット

三 代表者の氏名 川上 哲也

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市桐生町二丁目三一五番地七
 五 定款に記載された目的 この法人は、被災地及び被災者に対する支援活動を行
 う他、防災に関する啓発活動等を行い、「災害に強い社
 会」を築くことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利
 活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子育てサポート・Mネット
 三 代 表 者 の 氏 名 五島 君子
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市各務山の前町三丁目一九八番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、発達に何らかの障害をもつ子どもを育て
 ている一般家族に対して、発達相談会を通して家族支援
 を行うとともに、発達に関する情報提供や啓発活動を実
 施して子どもの健全育成を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非
 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項
 の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月二十二日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スタートライン飛騨

三 代 表 者 の 氏 名 釜谷 美貴子
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市上岡本町一丁目四四四番地一
 五 定款に記載された目的 この法人は、利用者に対して就労の機会の提供ならび
 に職業自立に向けた支援活動、及び親・子ども・若者に
 対して子育て・教育に関するサポート事業などを行い、
 誰もが自分の力を発揮できるまちづくりに寄与すること
 を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非
 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項
 の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年七月二十九日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人とらいあんぐる
 三 代 表 者 の 氏 名 武藤 利樹
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市小泉町一丁目二番地の一 多治見通
 運株式会社内
 五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民などに対して総合スポーツに関
 する事業と放課後児童クラブ（学童保育）を行い、地域
 住民などの育成と指導者の育成をすることと児童の放課
 後の環境づくりをすることで地域社会に貢献・寄与する
 ことを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非
 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項
 の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年七月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ピッコロ
- 三 代表者の氏名 棚橋 修
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼朝日町三丁目一三九番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域助け合いの精神に基づいたふれあい社会づくりを基本理念として、高齢者とその介護者、子どもと親を対象に三世代支援を行い、すべての人が自分らしく生きるためにも協力し合い、地域コミュニティづくりと生き甲斐のある福祉社会を形成していくことをもって、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年七月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人縁がわ
- 三 代表者の氏名 小枝 正
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市神岡町吉田二九八五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、日本古来より持ち合わせていた和の心である「和を以て貴しと為す」と「尊敬」をより「和」に「侘び」「寂び」に代表される日本特有の文化の再現とともに先進的価値観も取り入れ、精神と肉体の調和、社会との調和、自然との調和を図り、安心して暮らせる社会

づくりに寄与します。
また、持続可能な地域社会を目指した事業にも積極的
に取り組みます。

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。
- 平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年七月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジェニス
- 三 代表者の氏名 布目 美智男
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町奥田洞九二八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、老若男女や障害の有無を問わず、主に下呂市内の市民と共に、優れた文化・芸術・スポーツ・イベント・国際交流・健康増進・観光産業振興などを自ら企画・運営する事業を行い、地域市民の健康及び観光都市としてのまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年七月十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はなたま

三代 表 者 の 氏 名 平井 三千男

四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町中一四三一番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の中高齢者に対して、個々の生涯学習を目的とする勉強会、地域相互扶助を目的とするカウ
ンセリングの開催、中高齢者に対する送迎・介護に関する
事業を行い、地域の文化活動・社会生活・地域福祉の
充実に寄与することを目的とする。

平成二十六年年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による平成二十六年
年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関
する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成二十六年十一月十四日（金）午前十時から午前十二時まで

二 試験場所

岐阜市数田南一丁目一番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 申込用紙の交付

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課 同部岐阜地域産業労働室及び
各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で交付します。

郵送を希望する場合は、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九
十二円切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、

「試験の願書請求」と朱書きして、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市数田南二丁目一番
一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商
工政策課に提出してください。

(一) 写真（手札形（縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書
提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏
名及び年齢を記載したものとします。）

3 申込受付期間

平成二十六年十月一日（水）から同月十五日（水）までとし、土曜日、日曜日及
び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、平成二十六年十月十五日
（水）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け
てください（消印しないこと）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は返還しません。

六 合格者の発表

平成二十六年十二月上旬（予定）に試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報に掲
載するとともに、本人に合格証を交付します。また、不合格者に対しても、その旨を
通知します。

七 試験結果の提供

平成二十六年年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験
者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一一 内線二二九六）

及び各振興局特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係（電話〇五八 二七二 八三五九）に問い合わせてください。

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
金山町東沓部土地改良区	金山町東沓部土地改良地区	下呂市役所	平成二六・八・一五から 同二六・九・二二まで

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	認可年月日
垂井町土地改良区	垂井町土地改良地区	平成二六・八・七

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十六年六月二十七日	有限会社 豊進工業	代表取締役 長屋 寿恵	岐阜市近島五丁目八番二四一号	般二二一 一〇三二二 六	土木、とび、土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装及び水道施設工業業
平成二十六年七月一日	協業組合 高登建設	代表理事 中屋英明	飛騨市河合町角川一九八	特二二四 八四九	造園工業業
平成二十六年七月一日	達石工務店	達石英一	岐阜市西町一三番地	般二二四 一〇二五二 九	大工工業業
平成二十六年七月一日	ムトー住設株式会社	代表取締役 武藤 政治	岐阜市太郎丸中島三〇五	般二二四 一〇二五七 五	水道施設工業業
平成二十六年七月一日	有限会社 天川	取締役 今川輝夫	多治見市北丘町八一四 四九	般二二三 六〇〇〇二 〇	土木、とび、土工、石及びほ装工業業
平成二十六年七月一日	トータル	吉廣潤	岐阜市中西郷	般二二二	建築工業業

六年七月二日	フォーム		一丁目一五三番地シャングリラ番館一〇一	一〇三三八	
平成二十六年七月三日	羽柴電気工事	羽柴純一	瑞浪市陶町大川三二七	般二十二一五〇七五	電気工事業
平成二十六年七月四日	ハーフビルドホーム	内木堅太	岐阜市高田四丁目一四番一六号	般二十一〇二二五	建築工事業
平成二十六年七月七日	太陽工芸社	二部比登己	中津川市付知町一八〇七二	般二十一〇三八七	建築、とび・土工及び塗装工事業
平成二十六年七月十四日	株式会社天野建設	代表取締役 天野和孝	可児郡御嵩町中切九六〇一	特二十四六四七〇	造園工事業
平成二十六年七月十四日	彩喜建築	高橋彌喜	岐阜市吹上町四丁目八番地	般二十四一〇二五一	建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物及び内装仕上工事業
平成二十六年七月十六日	有限会社工房彩河	代表取締役 後藤孝博	岐阜市水海道五丁目一番一四号	般二十二一〇一五五	建築、塗装及び防水工事業
平成二十六年七月二十三日	第一建築株式会社	代表取締役 水川巧	高山市西之一色町二丁目九〇番地	特二十二一八五〇一一	建築、大工、左官、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、塗装、防水及び内装仕上工事業

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成二十六年八月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県道路情報提供システムのサーバ等更新・改修並びに運用維持管理における保守業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成26年6月9日
 - 4 落札者を決定した日 平成26年7月22日
 - 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中西区藤井二丁目6番7号 株式会社メイケイ 代表取締役 石井 敏仁
 - 6 落札金額 89,316,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県県土整備部道路維持課
 - (2) 所在地 岐阜市数田堀二丁目1番1号
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 平成二十六年八月十五日
- 岐阜県知事 古田 肇
- 一 調査を行った者の名称 高山市
 - 二 調査を行った地域 岐阜県高山市久々野町山梨の一部（山梨（ ））
 - 三 調査を行った期間 平成十九年度から平成二十二年度

同 岐西建築第九号の三
同 二六・二・二四

同 郡輪之内町南波字村内二二四番一
外四一筆及び輪之内町所管法定外公共
物(水路)

道路

同

安八郡輪之内町四郷二五三〇番地の一
輪之内町土地開発公社
理事長 加藤 智治

平成二十六年八月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社